



## 登録調査員を募集しています

町では、国が実施する各種統計調査に従事する調査員を随時募集しています。

### 登録調査員とは

統計調査員として継続的に活動することを希望し、あらかじめ町に登録している人です。

### 統計調査員の仕事

- ・町が実施する調査説明会への出席
- ・担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ・調査対象へ調査票の配布・記入依頼
- ・記入された調査票の回収・審査
- ・調査票など調査関係書類の提出

### 統計調査員の身分と待遇

- 1. 身分** 調査期間中は、国や、県が任命する非常勤の公務員
- 2. 従事期間** 不定期  
年に1～4回ほど統計調査が行われ、1回の調査期間は約2か月程度
- 3. 報酬** 1回の調査で2～5万円程度  
※統計調査ごとに、調査活動にかかる日数などを考慮して定められています。
- 4. 補償** あり(調査活動中に、万一、事故に遭ってケガなどをした場合には補償がされます)
- 5. 表彰** 功績の大きな統計調査員に対しては、表彰が行われます。町でも、これまで5人の登録調査員が、県知事表彰や県統計協会会长表彰などを受賞しました。



### 登録要件

次の全ての要件を満たす人です。

- ・町内在住、または住所から判断して統計調査に従事することが可能と認められ、満20歳以上であること
- ・心身ともに健全である
- ・責任をもって調査事務を遂行できる
- ・秘密の保護に関し信頼がおける
- ・税務、警察および選挙に直接関係がない

### 申込方法

- ・「益城町統計調査員希望者登録申込書」に必要事項を記入し、企画財政課へ提出してください。
- ・申込書は、企画財政課に設置しています。また、町のホームページからダウンロードすることもできます。

※提出は持参のみで、郵送やFAXでの提出はできません。

### 留意事項

- ・調査員活動の依頼は、調査規模や調査対象地区を考慮したうえで行います。登録調査員は、実施されるすべての調査に従事できるわけではないので、ご了承ください。
- ・調査が実施される時期に活動できるかどうかわからない場合は、登録だけでも可能です。

#### 申し込み・問い合わせ

企画財政課 復興企画係

☎ 286-3223

## 被災証明書の交付について

梅雨前線による6月30日からの大雨で被害を受けた自動車や家財について、保険金などの請求をする場合の、被害を受けた事実を証明する「被災証明書」を交付します。詳しくは、税務課へお尋ねください。

### 被災証明書について…

- ・この証明書は、被災状況を町に届け出たという行為を証明するものです。
- ・民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

☎ 286-3380